

(2) 税制面の比較

	公益社団・ 財団法人	一般社団・財団法人	
		非営利型	普通型
法人税制	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	全所得課税
寄付金税制	特定公益増進法人 として寄付者に優 遇制度あり	なし	なし
利子等に係る 源泉所得税	非課税	課税	課税

5. 公益社団・財団と一般社団・財団のメリット、デメリット比較

建築士会は、一般社団法人を選択したとしても、非営利型一般社団法人を選んだ方が有利であると思われるので、公益社団・財団法人と非営利型一般社団・財団法人についてメリット、デメリット比較を行う。

	公益社団・財団法人	非営利型一般社団・財団法人
メリット例	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人税法上の課税の優遇の範囲が非営利型一般社団・財団法人より広い(みなし寄付金等) ② 法人への寄付者に対する優遇税制がある 	<ul style="list-style-type: none"> ① 主務官庁の監督から離れ、自由経済社会の中での事業活動が可能になる積極的な収益事業も可能 ② 決算公告義務が簡素である
デメリット例	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益認定の取消しを受けた場合、公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与しなければならない ② 公益法人認定法による認定基準への継続準拠の厳守が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益目的支出計画の実施に財政負担と時間がかかる。【後掲注記参照】 ② 事業の認可条件が公益法人となっている場合、事業継続できなくなる恐れがある

【注記1】

移行後も毎期会費収入があり、従来と同じような事業を継続していく建築士会にとっては、公益目的支出も実質的には大きな財政負担にはならないと思われる。

話を解りやすくするために水甕の水に例えて説明する。

移行認可時点での正味財産を従来の古い水甕に貯蔵されている水とする。移行認可後の毎期の事業を実施していくうえでの、入ってくる水（収入）、出ていく水（支出）について、公益目的実施事業については古い水甕からくみ出し、それ以外の流入と流出を新しい水甕で管理するものとする。

こうすると古い水甕からは公益目的実施事業分だけどんどん水が減っていき、新しい水甕には新しい水がどんどん増えていくことになる。

この各期の古い水甕の減水と新しい水甕の増水の差額が実質的な毎期の増差額（収支差額）となる。

古い水甕の水が終わった段階で公益目的支出計画は終了ということになり、以後は行政庁に対して公益目的支出実施状況の報告をする義務から解放され、真の一般社団法人ということになる。

この制度の趣旨は、一般社団法人はその活動について特に公益事業を行うという義務はなく、全くの私的自治に委ねられているため、過去に公益法人としてメリットを享受しながら正味財産を積み上げてきた特定公益法人は、この貯蔵分をきちんと公益目的事業に使用し、社会還元したうえで一般社団法人の世界へ行きなさい、ということである。

従って建築士会が一般への移行認可後も従来と同様の公益目的事業を行い、その部分を公益目的支出と位置付けて事業を実施していく限り、財政負担が特に増すということはない。

なお今まで専ら共益事業や収益事業しかしていなかった特定公益法人については、新たに公益目的支出をしなければならないため実質的に財政負担が増えるということになる。

【注記2】

現「公益法人」と新「公益法人」は、言葉の上で同じであるため、誤解を生じさせていると考えられる。

新「公益法人」は、税制上優遇を受けられる一般法人というべきである。公益が一流で、一般が二流ということではない。

なお新「公益法人」は税制上大きな優遇をされることから、脱税や経済的利益の私物化を防止する観点から厳格な規定がおかれ、順守義務が課されている。

しかしながら、それぞれの法人にとってこの税制優遇を享受できるものであるかどうかについては十分検討しなければならない。

税制優遇を享受できない法人が新「公益法人」を選択した場合は、メリットを生かすことができないにも関わらず、制約や義務のみが課されるということになり、組織の活力は大きく削がれることになるだろう。

6. 公益と共益の峻別

従来の公益法人制度のもとでは、共益事業を専ら行う法人も主務官庁の判断で公益法人として許可されていた。

しかし、新制度では公益事業と共益事業が峻別され、共益事業は公益事業として認定されないこととなった。

公益事業とは、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義され、受益の機会が特定多数（例えば社団法人の会員）に限定されている場合は原則として共益と整理され、公益事業としては認められないこととなった。

したがって、新制度のもとでは共益事業の典型たる共済事業や互助事業を行う従来の公益法人は公益認定を受けることは困難になり、一般社団・財団法人への移行や協同組合等への転換を図ることになるだろう。

新制度のもとでは、移行に関して迷いなく選択できるのは次の様な法人であろう。

① 寄付金収入を主たる財源とする法人

これは文句なく公益認定法人を選択することになると思われる。

このタイプは一般的には財団法人に多いと思われるが、寄付金収入を主たる財源としている場合、寄付者に対して税制優遇が手当てされていることが大きい。

従来に比して、格段に寄付金を集めやすくなり、事業運営がしやすくなる。

② 共益を主たる目的とする法人

これは上でも述べた様に、公益認定への道が閉ざされていることからそもそも選択の余地がないというケースである。

このタイプの法人は一般に大きな財産を有しており、移行に伴う公益目的支出負担や源泉税 20%免除の特典がなくなることで、組織そのものの存続問題が発生すると思われる。

IV. 建築士会が移行判断する際のキーワード

新制度では、公益認定法人は税制上非常に大きな優遇がある代償として様々な規制がある。

建築士会が公益認定法人を選択する場合、次の様な規制が移行判断を左右するものと思われる。

1. 収支相償

公益認定の要件として収支相償があるが、まともな経営者であれば誰でも違和感を覚えるところと思われる。

通常の経営であれば「入るを計って出るを制す」、少しでも余剰を積み上げていくことこそ善であるが、公益法人ではこの価値観が 180 度異なる。余剰があるということは、国が税制上の大きな特典を与えて支援しているにもかかわらず公益目的の事業をしなかった、すなわち努力不足という評価になる。

寄付金を主たる財源として事業を行っていく公益法人にとっては理解できる要件であるが、会員の会費を主たる財源とする公益法人にとっては、中長期の安定的な組織運営という観点からは厳しい要件ということにならないであらうか。

2. 公益目的事業比率 50%以上

公益法人たるもの公益事業を専らにせよ、ということである。

従来の公益法人には、いったん公益の許可を受けたあと収益事業を専らとし、本来の公益事業は従たる地位というものもあった。新制度では公益認定を受けたあとも継続して公益目的事業比率が 50%を超えていなければならない。

3. 公益認定取消し時の公益目的取得財産残額の贈与

公益認定基準を順守しない公益法人（たとえば収支相償違反、公益目的事業比率 50%以上違反等）に対しては公益認定が取り消されることとなる。

その際当該公益法人が有していた公益目的取得財産残額は、1ヶ月以内に他の公益法人や地方公共団体に贈与しなければならないという非常に厳しい罰則規定である。

公益法人は非常に手厚い税の優遇を受けているが、特典の受け得は許さないという規定である。